

築瀬地区

I 協議体の概要

会議名	福祉推進協議体		
設置年月日	令和元年9月5日	開催頻度	4回/年
構成団体 (◎: 事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input checked="" type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input checked="" type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他 (地域サポーター)
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	既存会議活用 ()		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時期	内容		
平成29年 ～30年	地域ケア会議 (メンバー: 単位自治会長, 民児協, 福祉協力員等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体等について, 単位自治会ごとに共通理解を図り, 地域の良いところや課題について意見交換を行った。		
平成30年9月	地域ケア会議 (全体会) (メンバー: 自治会連合会, 単位自治会, 民児協, 福祉協力員連絡会, 給食ボランティア等) → 他地区の取組事例を参考に, 地域の支え合い活動について理解を深めた。		
令和元年9月	連合自治会が中心となり, 第2層協議体の設置について合意形成		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体からの情報提供 各地域団体から得た情報をもとに, 意見交換を行うことにより, 地域の課題を把握 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全情報キットの更新・運用方法の見直し 空き家等を活用した居場所づくりの検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 福祉協力員の増員の検討 		

II 取組事例

【安心・安全キットの再配付】

経緯：令和元年10月 キットの配付対象者や優先順位について意見交換

11月 自治会長・民生委員・福祉協力員が連携して配付を行うことで合意

令和2年 2月 配付の際にキットの説明を一人ひとりに丁寧に行うことを確認

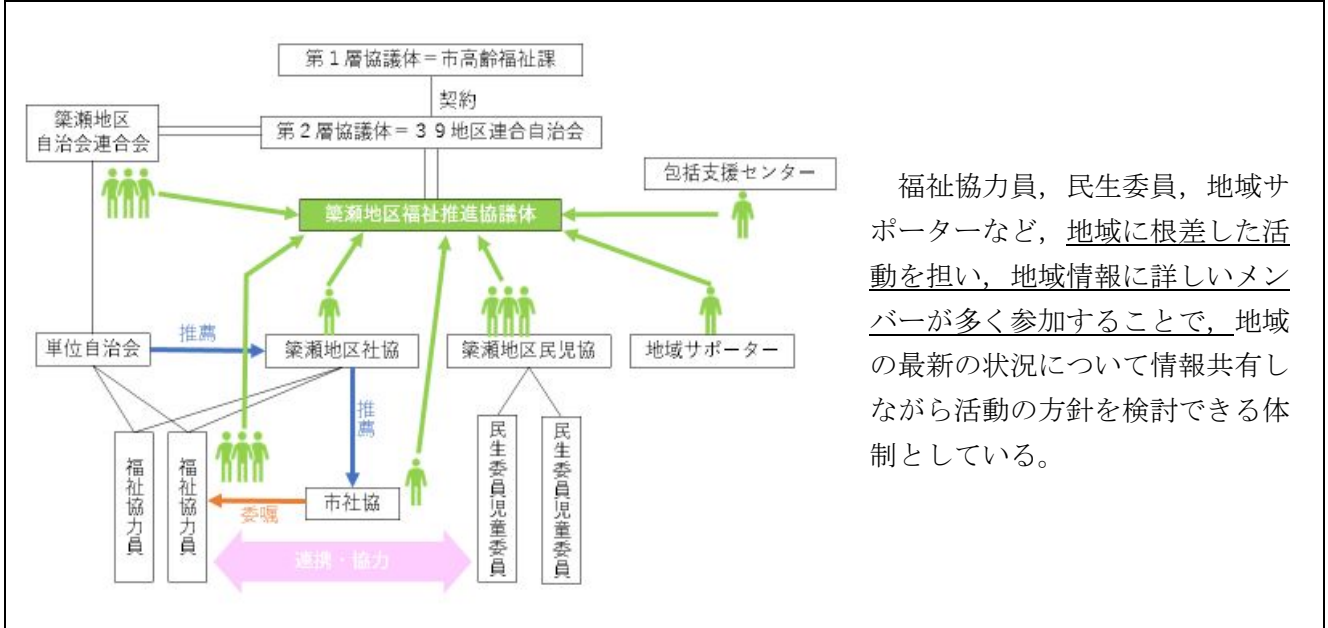
11月 キットの配付を通して、見守り対象者の把握も検討

※ 令和2年4月から配付を開始し、サロンの参加者にもその場で名簿に記入してもらうなど、対象者拡大に努めている。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

再配付し情報の更新等を行うことで、緊急時の適切な対応に繋がる。

【「地域に根差した」運営体制の構築】



福祉協力員，民生委員，地域サポーターなど，地域に根差した活動を担い，地域情報に詳しいメンバーが多く参加することで，地域の最新の状況について情報共有しながら活動の方針を検討できる体制としている。

III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の課題を把握することができ、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための具体的な取組に向けた意見交換ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 空き家等を活用した居場所づくりの検討
- ・ 高齢者の居場所から発展させ、地域食堂や買い物のできる場所、避難所など、地域の人々が集まることができる場所にする。
- ・ 若い世代を含めた福祉協力員及び地域サポーターの増員に向けた検討を行う。

築瀬地区福祉推進協議体会則

第1条（名称）

この会は、築瀬地区福祉推進協議体（以下本会）と称す。

第2条（事務局）

本会の事務局を築瀬地域コミュニティセンターに置く。

第3条（目的）

地域住民相互関係を密にし、住民による地域の高齢者や障害者を積極的に福祉を幅広く推進することを目的とする。

第4条（組織）

本会は、築瀬地区連合自治会と、福祉協力員、民生委員、地区社協、地域サポーターで各3名を互選し組織する。但し地域サポーター~~は~~は増員することができる。

第5条（経費）

本会の運営に必要な経費は、委託金や助成金、その他の収入を以て充てる。

第6条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、自治会加入者に限り、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域包括センター御本丸での会議や勉強会、情報交換等、積極的に参加する。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

第7条（役員）

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監査1名
- (4) 会計は会長が1名委嘱する。

第8条（役員の服務）

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に不都合が生じた時は、その職務を代行する。

第9条（役員任期）

- (1) 役員任期は2年^ととし再選は妨げない、但し補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第10条（会議）

- (1) 定期会議は、年4回
- (2) 会長が必要に応じて招集し、会議の議長を務める。

第11条（補則）

- (1) 本会則に定める他に、本会運営に関して必要な事項は、役員会にて定める。
- (2) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1、本会則は、令和元年9月1日より施行する。